

令和元年11月25日

報道機関各位

半田市長 榊原純夫

職員の処分等について

令和元年11月25日付けで職員の処分を行いましたので報告します。

なお、今後かかることのないように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部国保年金課における服務規程違反による私用車出張に関する処分

1. 事件の概要

令和元年11月1日（金）に福祉部国保年金課職員は、名古屋市で開催された会議に担当課長の代理として出席する際に、公共交通機関による出張命令を受けていたにも関わらず、個人の判断で、私用車を使用して出張した。私用車で目的地へ向かう途中で交通事故を起こし、結果として、本来参加すべき会議に出席することができなかったものである。

2. 処分理由

本人は、公共交通機関による出張命令を受けながら、自己判断で私用車を使用したという服務規程違反をしたこと、また結果として本来出席すべき会議に参加することができず、本市の信用を損ね、公務の運営に支障を生じさせたことは、市民の半田市に対する信頼を大きく損ないました。このことから、関係職員に対して以下のとおり処分を行いました。

3. 処分等の内容

所属・年齢 福祉部国保年金課主事 32歳

処分内容 戒告

処分理由 公共交通機関による出張命令を無視し、私用車を使い出張したという服務規程違反に加え、目的地へ向かう途中で交通事故を起こし、本来出席すべき会議に参加できず、公務の運営に支障を生じさせたことについて、市民の半田市に対する信頼を大きく損ねた責任

所属・年齢 福祉部国保年金課長 55歳

処分内容 口頭注意

処分理由 国保年金課長として、部下の指導監督を適切に行うことができず、結果として、公務の運営に支障を生じさせ、市民の半田市に対する信頼を大きく損ねた責任

4. 処分年月日

令和元年11月25日

（問い合わせ先：半田市企画部人事課長 水野 一男 電話 0569-84-0607）